

第99期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 令和元年6月21日（金曜日）

午前10時

開催場所 岩手県盛岡市内丸3番1号

当行本店 4階ホール

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照
ください。）



東北銀行

THE TOHOKU BANK, LTD.

証券コード：8349

目次

第99期定時株主総会招集ご通知……………	1
（添付書類）	
事業報告……………	5
計算書類……………	26
連結計算書類……………	29
監査報告書……………	32
（株主総会参考書類）	
第1号議案 剰余金処分の件……………	36
第2号議案 監査役2名選任の件……………	37

株主各位

証券コード 8349

令和元年5月31日

岩手県盛岡市内丸3番1号

株式会社 **東北銀行**
取締役頭取 村上 尚登

第99期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第99期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和元年6月20日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当行の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議案に対する賛否をご入力いただき、令和元年6月20日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

1 日 時	令和元年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	岩手県盛岡市内丸3番1号 当行本店 4階ホール （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 株主総会の目的事項	報告事項 1. 第99期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで） 事業報告、計算書類報告の件 2. 第99期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで） 連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類 監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 監査役2名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」および「連結計算書類の連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載させていただきます。

当行ウェブサイト（<http://www.tohoku-bank.co.jp/>）

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 令和元年 6月21日 (金曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)

場所 岩手県盛岡市内丸3番1号 当行本店 4階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

書面 (郵送) で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 令和元年 6月20日 (木曜日) 午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 令和元年 6月20日 (木曜日) 午後5時入力完了分まで

- ※ 午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ 書面 (郵送) とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

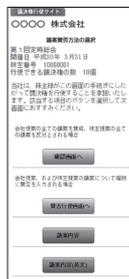
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

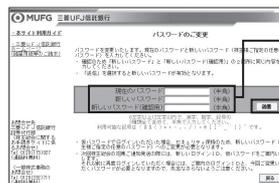
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



- 3 新しいパスワードを登録する



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(添付書類)

第99期 (平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行の本店ほか支店54出張所2において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託業務などのほか、代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売などの附帯業務等を行い、岩手県内を中心に営業を展開しております。

金融経済環境

当期のわが国経済は、海外経済の着実な成長を背景に輸出が増加基調にあり、企業収益が高水準で推移し業況感も良好な水準を維持するもとで設備投資は増加傾向を続けております。雇用・所得環境の着実な改善を背景に、個人消費は振れを伴いながらも緩やかに増加しております。

金融情勢に目を移しますと、日本銀行は2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続するとしております。

株式市場については、21,000円台でスタートした日経平均株価は、米国株価の下落や米中間の通商問題を巡る不透明感などを背景に下落しましたが、足もとでは水準を戻し、平成31年3月末の終値は21,205円となりました。

岩手県内経済情勢

岩手県内の経済をみますと、雇用情勢の改善を背景に、個人消費は緩やかに回復しております。また、消費者物価指数についても前年を上回っております。住宅投資は持家の新築住宅着工戸数の減少などにより前年を下回りました。公共投資は減少しているものの高水準で推移しております。総じて、県内経済は緩やかに回復しつつあります。

事業の経過及び成果

当行は、地域社会への安定的資金供給を使命として設立された銀行であり、「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」を経営理念として、地域経済の中核を担う中小事業者の皆さまを中心に営業活動を展開しております。

平成28年4月より『“地域力の向上”～地域の中小事業者の企業価値向上をお手伝いします～』をテーマに掲げてスタートした中期経営計画の最終年度である当期は、『事業性評価に基づく金融支援・本業支援』、『「復興」から「成長」へ向けた支援』、『地域産業・企業の活性化支援』の3つの基本戦略の総仕上げに取り組んでまいりました。

中期経営計画で掲げていた計画数値に対する実績は次の通りとなっております。コア業務純益については、計画数値17億円以上に対し、平成31年3月期23億円、主に中小企業・個人向け貸出金で構成される一般貸出金平残については、計画数値3,850億円以上に対し、同4,290億円、一般預金平残については、計画数値8,000億円以上に対し、同8,021億円、本業支援件数については、計画数値年間600件以上に対し、平成29年3月期1,342件、平成30年3月期2,433件、平成31年3月期1,344件と計画数値を掲げたすべての項目について達成しております。

当期に取り組んだ具体的な事例の一つとして、岩手県と連携し大手中国料理店の商談誘致を行い、岩手県内の食関連事業者27社との商談が実現しました。平成30年9月15日から約1か月半開催された「おいしいもの岩手フェア」では、商談を行った21社の食材が使われ、フェア終了後も取引が継続している事業者もおります。

また当行では、地域中小事業者が抱える経営課題の解決に取り組むため、人材紹介サービスを行うヒューレックス株式会社、結婚相手紹介サービスを行うマリッジパートナーズ株式会社、M&Aなどの事業引継ぎ支援を行う東日本事業承継推進機構株式会社と業務提携を締結しました。当期の実績は、紹介件数50件、成立件数6件となっております。今後も連携を深めながら、雇用の創出、移住・定住による少子化対策、ひいては地域の消費拡大に貢献してまいります。

当行の業績

預金等（譲渡性預金を含む）は、個人預金が前期比36億99百万円、法人預金が同4億71百万円増加するなど、全体で同36億93百万円増加し8,111億63百万円となりました。

公共債、投資信託及び保険商品を対象とした預り資産残高合計は同17億28百万円増加し827億25百万円となりました。

貸出金は、中小企業等向け貸出が増加したことなどにより、前期比187億16百万円増加し5,711億98百万円となりました。

有価証券は、前期比231億73百万円減少し1,779億52百万円となりました。

収益状況は、経常収益が有価証券利息配当金及び国債等関係収益の減少などにより前期比18億29百万円減収の126億16百万円となりました。経常利益は、国債等関係費用の減少及び営業経費の圧縮などにより同2億34百万円増益の15億99百万円となりました。

当期純利益は、同2億12百万円増益の12億97百万円となりました。

なお、連結ベースの収益状況は、経常収益は138億40百万円、経常利益は12億85百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は9億8百万円となりました。

自己資本比率（速報値）は、国内基準（4%）を採用しております。自己資本の額には利益剰余金を着実に積上げておりますが、中小企業等向け貸出の増加等に伴うリスク・アセットの増加などにより、単体自己資本比率は前期比0.13ポイント低下し8.21%となりました。また、連結自己資本比率は同0.24ポイント低下し8.52%となりました。

店舗及び店舗外現金自動設備は、店舗については、「大館町支店」を青山支店内へ、「茶畑支店」を南大通支店内へ、「盛岡駅前支店」を大通支店内へ、それぞれ支店内支店として移転いたしました。店舗外現金自動設備については、当期末における店舗外現金自動設備は87か所となっております。平成30年10月9日より全国銀行データ通信システムの稼働時間拡大（モアタイム）のサービス提供開始に伴い、当行ATMで「他の金融機関宛の振込」と「当行本支店間の振込」の即時入金時間を拡大しております。また、通帳繰越機能付きATMへ随時入替をしており、これにより休日を含めATM稼働時間帯に通帳繰越が可能となっております。コンビニATM提携については、セブンイレブン店舗等に設置されたセブン銀行ATM、ローソン店舗等に設置されたローソン銀行ATM及びファミリーマート等に設置されたイーネットATMで当行キャッシュカードがご利用いただけます。コンビニATMでの当行キャッシュカードのお取引は24時間ご利用可能となっております、より一層のお客さまの利便性向上を図っております。

当行が対処すべき課題

日本経済は緩やかな拡大を続けているものの、金融機関を取り巻く環境は、低金利環境の長期化や異業種からの参入等による競争の激化等により厳しさを増しております。また金融デジタル化の進展に伴って、金融サービスや消費者の行動様式にも大きな変化が生じてきております。

地域経済に目を向けると、震災復興は9年目に入り、災害公営住宅や復興道路はかつてないスピードで整備が進められ、昨年6月には定期フェリーの就航等もあり、インフラ面の復興は着実に進んでおります。一方で人口減少や少子高齢化など構造的な課題は深刻さを増しており、後継者難や人手不足等の問題を抱えている事業者は少なくありません。

このような環境のもと、平成31年4月より『“地域力の向上”～「復興」と「地域経済活性化」への貢献～』をテーマに掲げた新中期経営計画がスタートしました。同計画では、目指すべき姿を「心のメイン」とし、ビジネスモデルである「中小事業者への積極的な支援」を推進するため、「成長予備軍とのリレーション向上」、「農林水産業を中心とした地域経済の活性化」、「事業再生へ向けた持続的なサポート」、「営業店アクションプランの実践」の4つの基本戦略を掲げております。基本戦略を着実に遂行していくことで、経営体質の強化を図るとともに、お客さまの金融支援や本業支援を通じて地域経済を活性化し、地域力の向上に貢献してまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
預	金	7,732	7,905	8,071	8,108
	定期性預金	3,876	3,838	3,754	3,647
	その他	3,856	4,067	4,317	4,460
貸	出金	5,167	5,242	5,524	5,711
	個人向け	1,041	1,057	1,055	1,062
	中小企業向け	2,627	2,799	3,064	3,215
	その他	1,499	1,384	1,404	1,433
有	価証券	2,809	2,694	2,011	1,779
	国債	688	425	187	185
	その他	2,120	2,268	1,823	1,594
総資産		8,378	8,513	8,552	8,610
内国為替取扱高		31,420	31,059	31,156	31,116
外国為替取扱高		百万ドル 19	百万ドル 12	百万ドル 13	百万ドル 10
経常利益		百万円 2,592	百万円 2,141	百万円 1,365	百万円 1,599
当期純利益		百万円 1,783	百万円 1,865	百万円 1,085	百万円 1,297
1株当たり当期純利益		円 銭 18 66	円 銭 195 67	円 銭 113 97	円 銭 136 98

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、普通株式に係る当期純利益を普通株式の期中平均発行済株式総数で除して算出しております。なお、普通株式に係る期中平均発行済株式総数については、自己株式を除いております。
3. 平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合いたしました。平成28年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算出しております。

(ご参考) 連結業績の推移

(単位：億円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
経常収益	百万円 15,837	百万円 15,550	百万円 15,566	百万円 13,840
経常利益	百万円 2,813	百万円 2,358	百万円 963	百万円 1,285
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 1,908	百万円 1,697	百万円 618	百万円 908
包括利益	百万円 2,516	百万円 △914	百万円 703	百万円 1,309
純資産額	399	380	382	390
総資産	8,410	8,538	8,577	8,635

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	605 人	608 人
平均年齢	39 年 7 月	39 年 1 月
平均勤続年数	15 年 9 月	16 年 7 月
平均給与月額	316 千円	317 千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
岩 手 県	48	(2)	48	(2)
青 森 県	2	(-)	2	(-)
秋 田 県	1	(-)	1	(-)
宮 城 県	5	(-)	5	(-)
東 京 都	1	(-)	1	(-)
合 計	57	(2)	57	(2)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を87か所（前年度末92か所）設置しております。

ロ 当年度新設営業所

当年度において、新設営業所はありません。

(注) 当年度において店舗外現金自動設備を以下の5か所廃止いたしました。

なお、新設はありません。

○廃止

ファミリーマート北上九年橋店出張所 (北上市)

イオン江刺店出張所 (奥州市)

宮古市役所出張所 (宮古市)

ユニバース菓子店出張所 (滝沢市)

宮古サービスセンター出張所 (宮古市)

ハ 銀行代理業者の一覧

該当事項なし

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項なし

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	479
---------	-----

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

○当事業年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修
該当事項なし

○当事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却
旧盛岡駅前支店の店舗及び店舗用地の処分等
旧大館町支店の店舗及び店舗用地の処分等
旧茶畑支店の店舗の処分等

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項なし

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社東北 ジェシーピーカード	岩手県盛岡市菜園 一丁目3番6号	クレジットカード業務 信用保証業務	昭和58年 5月17日	百万円 20	% 100.00	—
東北保証 サービス株式会社	岩手県盛岡市茶畑 二丁目25番46号	信用保証業務	昭和59年 10月25日	30	100.00	—
とうぎん総合 リース株式会社	岩手県盛岡市中ノ橋通 一丁目4番22号	リース業務	昭和61年 10月22日	20	100.00	—
東北銀ソフトウェア サービス株式会社	岩手県盛岡市茶畑 二丁目25番46号	ソフトウェアの開発 並びに販売業務	昭和62年 8月20日	30	100.00	—

(注) 1. 上記の4社はすべて連結対象としております。

2. 上記の4社を含めた当期の業績の成果は、「1. 当行の現況に関する事項」中「(2) 財産及び損益の状況」の「(ご参考) 連結業績の推移」に記載しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び入金サービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び預入れサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項なし

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項なし

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
村 上 尚 登	取 締 役 頭 取 (代 表 取 締 役)	—	—
國 分 正 人	専 務 取 締 役	総務部、秘書室担当	—
横 澤 英 信	常 務 取 締 役	経営企画部、事務統括部 担当	—
高 橋 淳 悦	常 務 取 締 役	人事部、市場金融部担当	—
佐 藤 健 志	常 務 取 締 役	支店統括部、資産運用コ ンサルティング部、地域 応援部担当	—
森 宏 樹	常 務 取 締 役	融資管理部、東京事務所 担当	—
小野寺 正 浩	取締役本店営業部長	—	—
村 井 三 郎	取 締 役 (社 外 取 締 役)	村井三郎法律事務所 弁護士 岩手弁護士会 理事 岩手県人権擁護委員連合会、 盛岡市公正職務審査会 各会長	—
澤 口 豊 彰	取 締 役 (社 外 取 締 役)	株式会社澤口協同会計事務所、 株式会社サワグチ企画 各代表取締役	—
宮 田 俊 平	常 勤 監 査 役	—	—
齋 藤 淳 夫	常 勤 監 査 役 (社 外 監 査 役)	—	—
熊 谷 祐 三	監 査 役	盛岡ガス株式会社、 盛岡ガス燃料株式会社 各代表取締役	—
南 部 利 文	監 査 役 (社 外 監 査 役)	有限会社オリックスセラミック、 南部恒産株式会社 各代表取締役	—
檜 崎 憲 二	監 査 役 (社 外 監 査 役)	—	—

- (注) 1. 取締役村井三郎及び澤口豊彰は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役齋藤淳夫、南部利文及び檜崎憲二は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 村井三郎、澤口豊彰、齋藤淳夫及び南部利文は東京証券取引所の定めに基づく独立役員 の 条 件 を 満 ち っ て いる の で、 独 立 役 員 と し て 同 取 引 所 に 届 け 出 て っ て っ ます。
 また、平成27年11月25日開催の取締役会で「社外役員 の 独 立 性 に 関 す る 基 準」を決議しており、
 同4氏は当該基準を充足する社外役員であります。

4. 当行では、取締役会全体としての知識・経験・能力・専門性を備えたバランスの取れた構成を図るとともに、取締役会による実効性の高い経営監督機能を確保するため、上記のとおり独立性のある社外取締役を2名選任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	10	161
監査役	5	39
計	15	200

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、平成30年6月22日開催の第98期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 会社役員に対する株主総会で定められた報酬限度額は以下のとおりであります。
- ① 取締役（平成20年6月25日開催の第88期定時株主総会決議）
月額200万円以内であります。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。
 - ② 監査役（平成20年6月25日開催の第88期定時株主総会決議）
月額500万円以内であります。
4. 平成27年11月25日開催の取締役会で決議された「コーポレートガバナンスに関する基本方針」で、取締役等の報酬を以下のとおり定めております。
- ① 業務執行取締役及び執行役員の報酬は、当行の業績及び企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとする。
 - ② 取締役会は、指名・報酬委員会による答申に基づき、取締役の報酬等に関する方針を決定する。
 - ③ 取締役の報酬については、指名・報酬委員会の検討及び答申を経て、取締役会が株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内において個人別の報酬の額を定める。
 - ④ 執行役員の報酬については、指名・報酬委員会の検討及び答申を経て、取締役会が個人別の報酬の額を定める。
 - ⑤ 監査役の報酬については、株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内において、監査役会での協議により、個人別の報酬の額を定める。
 - ⑥ 社外取締役及び監査役の報酬については、その独立性の観点から役位別基本報酬のみとする。

(3) 責任限定契約

該当事項なし

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼 職 そ の 他 の 状 況
村 井 三 郎	村井三郎法律事務所 弁護士 岩手弁護士会 理事 岩手県人権擁護委員連合会、 盛岡市公正職務審査会 各会長
澤 口 豊 彰	株式会社澤口協同会計事務所、 株式会社サワグチ企画 各代表取締役
齋 藤 淳 夫	—
南 部 利 文	有限会社オリックスセラミック、 南部恒産株式会社 各代表取締役
檜 崎 憲 二	—

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
村井三郎	3年9か月	当期開催の取締役会12回のすべてに出席	弁護士としての豊富な経験に基づく専門知識を有し、主にコンプライアンスの観点から活発な発言を行っております。また、筆頭社外取締役及び指名・報酬委員会委員長として、経営陣との意見交換を適時行っております。
澤口豊彰	4年9か月	当期開催の取締役会12回のすべてに出席	会計事務所経営者としての経験及び税理士としての専門的な観点から、活発な発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として、経営陣との意見交換を適時行っております。
齋藤淳夫	1年9か月	当期開催の取締役会12回のうち11回及び監査役会9回のすべてに出席	長年県職員として携わった豊富な行政経験と幅広い知見に基づき、議案・審議について必要な発言を適宜行っております。
南部利文	7年9か月	当期開催の取締役会12回のうち11回及び監査役会9回のすべてに出席	経営者としての豊富な経験と国内の幅広い交流関係から得た高い見識に基づき、議案・審議について必要な発言を適宜行っております。
檜崎憲二	5年9か月	当期開催の取締役会12回のうちすべてに出席及び監査役会9回のうち8回に出席	長年報道機関に携わった経験及び経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、議案・審議について必要な発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5	22	—

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

3. 社外役員に関する事項の(1) から(3) に記載した内容に対して、社外役員の意見はございません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数 (注)	30,000千株
	普通株式	30,000千株
	第一種優先株式	30,000千株
	(注) 定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。	
(2) 当年度末株主数	発行済株式の総数	13,509千株
	普通株式	9,509千株
	第一種優先株式	4,000千株
	普通株式	6,383名
	第一種優先株式	1名

(3) 大株主 普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	392千株	4.14%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	356	3.75
東北銀行従業員持株会	240	2.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	198	2.09
株式会社富士電業社	180	1.90
D F A I N T L S M A L L C A P V A L U E P O R T F O L I O (常任代理人) シティバンク、エヌ・エイ東京支店	172	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	131	1.38
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	116	1.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	115	1.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	115	1.21

- (注) 1. 持株数等、持株比率とも表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済の普通株式の総数から自己株式（38千株）を除いて計算しております。

第一種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	4,000千株	100.00%

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当事項なし
- 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当事項なし

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
北光監査法人 業務執行社員 遠藤 明 哲 業務執行社員 戸小 台 誠	34	監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は34百万円であります。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査等の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当事項なし

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

- ロ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査をしているときは、その事実
該当事項なし

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項なし

8. 業務の適正を確保する体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 銀行の社会的責任と公共的使命を基本とした企業倫理の構築を図るため、コンプライアンスマニュアルを制定し、法令等遵守が経営の最重要課題であることを認識しその徹底を図る。
- ロ 法令等に違反の疑義が生じた場合は、法令及び就業規則等に基づき適切な措置をとるとともに、必要な対応策を迅速に講ずる。
- ハ コンプライアンス管理体制の充実のため、コンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し、その進捗状況を管理・分析する。
- ニ 法令等遵守に関する諸問題に対し円滑な対応ができるよう組織体制・規程の整備を図るとともに、法令等遵守に関連する法務情報の収集に努め、適切な対応を行なう。
- ホ 反社会的勢力への対応についてコンプライアンスマニュアルに定め、反社会的勢力に毅然として立ち向かい、関係遮断を重視した体制を構築する。
- ヘ 監査役は取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを監視・検証し改善勧告を行なう。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を記録し、その取扱いに関する規程に従い、保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 業務運営の長期的な安定を確保するため、リスク管理の方針及びリスク管理に係る規程を取締役会において決定する。
- ロ 統合リスク管理及び資産・負債の総合管理にかかる事項を組織横断的に管理するため、ALM委員会を設置する。
- ハ リスク管理全体を統括する統合的リスク管理の統括部署を設置するとともに、リスクの種類ごとに主管部署を定め管理する。
- ニ 大規模災害等、緊急事態が発生した場合における金融システムの機能維持を目的とする業務継続計画（BCP）を策定し、緊急事態発生時にも適切に対処する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 取締役会は、経営計画を定め、当行の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。
- ロ 取締役会は、執行役員に対し取締役会の決定した業務執行を行わせることができ、業務執行を監督するとともに必要に応じて指揮命令を行う。
- ハ 効率的業務執行のため、職務分掌及び責任権限の規程にもとづき職務の分担を定める。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 使用人に対し法令・定款及びその他の規程の遵守を徹底するため、コンプライアンスマニュアルを制定し、意識の醸成に努める。
- ロ コンプライアンスの整備・強化のため、コンプライアンス委員会を設置する。
- ハ コンプライアンス統括部署は年度毎に策定されたコンプライアンス・プログラムを適切に運営する。

(6) 次に掲げる体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - ・ 子会社管理の規程により、業績、財務状況、その他業務執行に係る重要事項について、子会社が当行に協議・報告する事項を定め、適切に管理する。
- ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程のその他の体制
 - ・ 子会社においてリスク管理規程等を定めるほか、リスク管理を確保するため、子会社管理の規程により子会社が行う各業務の所管部署を定め、業務運営について管理・指導を行う。
- ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 子会社が年度毎策定する経営計画を、当行の統括部署にて協議の上、常務会にて決裁を行う。
 - ・ 子会社管理の規程に基づき、子会社の業務執行に際して適切な管理・指導を行う。
- ニ 子会社の取締役等及び使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 子会社においてもコンプライアンスマニュアル等を策定し、責任者を配置する。
 - ・ 当行の監査部署は子会社を監査し損失発生の危険性及び不適切な業務の内容が認められた場合、監査部署を担当する役付取締役及び常勤監査役に報告する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は職務を円滑に遂行するため、監査役は必要に応じ職務遂行を補助する使用人を置くことができる。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- イ 監査役を補助する使用人は他部署の役職員を兼務せず、補助すべき期間中は取締役の指示・命令は受けないものとする。
- ロ 監査役を補助する使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定は常勤監査役に事前の同意を得る。また、他部署との役職員を兼務しない場合の人事考課は常勤監査役が行う。

(9) 次に掲げる体制その他の当行の監査役への報告に関する体制

イ 当行の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制

- ・ 役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合は当該事実を遅滞なく監査役に報告する。
- ・ 監査役からの監査業務の執行に必要と判断した報告の要請に対しては、取締役、使用人は速やかにその事項について報告する。
- ・ 取締役の職務の執行を監査するため監査役は重要な会議等へ出席する。

ロ 子会社の取締役・監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

- ・ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制を整備する。
- ・ 子会社の使用人等は、当行監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。

(10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

(11) 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(12) その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識を深める。

ロ 監査役は、職責を実効的に遂行する体制を確保するため、監査役会規程において定める権限を行使する。

(13) 内部統制システムの運用状況の概要

当行は取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を決議しており、制定した基本方針に基づき内部統制システムを構築・運用するとともに、適宜見直しを行い、内部統制の整備を図っております。

当事業年度における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりであります。

イ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することならびに効率的に行われることの確保

経営に関わる重要事項の決定を行うとともに、業務の執行状況に関する監督を行う定例の取締役会を12回開催しております。

また、取締役会で定めた基本方針に基づく業務執行や常務会規程に基づく付議案件等について審議するとともに、重要な銀行業務に係る意思決定機関としての機能を担う常務会を72回開催しております。

ロ リスク管理体制

リスク管理体制については「資産・負債の総合管理」、「統合管理（自己資本管理）」、「流動性リスク管理」の運用方針を取締役会が半年ごとに定めALM委員会において管理する体制としております。

ALM委員会は19回開催しております。

ALM委員会の協議決定事項のうち重要な事項については、取締役会へ付議・報告しております。

ハ コンプライアンス体制

法令等遵守体制の整備、強化及び事務管理を徹底することを目的としたコンプライアンス委員会は4回開催しております。

コンプライアンスマニュアルの改定、コンプライアンス・プログラムの策定、その他コンプライアンスに関する重要な事項を取締役会へ付議・報告しております。

ニ 当行グループにおける業務の適正の確保

銀行と子会社等との情報共有及び円滑な意思疎通を図るための連絡会議を4回開催しております。

子会社においてリスク管理規程及びコンプライアンスマニュアル等を定めるほか、緊密な協議、報告体制を整え業務運営について適切な管理・指導を行っております。

ホ 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議をする監査役会を9回開催しております。また、取締役会への出席を通して取締役の業務執行状況について監査を行うとともに、営業店及び本部各部の業務執行状況について営業店長、本部各部長と面談し、内部統制の有効性及び法令等遵守状況等を監査しております。

内部監査の状況、コンプライアンスの状況について監査役と情報交換する監査連絡会を四半期ごとに開催しております。

会計に関する部分については会計監査人から監査の実施状況について報告を受け、意見交換会を実施するなど連携をとっております。これらにより監査役会が内部統制機能を監査するとともに、監査結果に基づき内部統制機能等について取締役に助言することとしております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項なし

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項なし

11. 会計参与に関する事項

該当事項なし

12. その他

該当事項なし

第99期末 (平成31年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け	58,950	預金	810,863
現金	13,814	当座預金	17,327
預け	45,135	普通預金	412,324
コ ー ル	30,000	貯蓄預金	12,265
有 価 証	177,952	通知預金	1,733
国債	18,526	定期預金	345,982
地方債	41,900	定期積金	18,787
社債	70,206	その他の預金	2,441
株	7,206	譲渡性預金	300
その他の証券	40,112	借入金	5,936
貸出	571,198	借入金	5,936
割引手形	3,086	外国為替	0
手形貸付	34,296	未払外国為替債	0
証券貸付	491,423	その他の負債	1,202
当座貸越	42,391	未払法人税等	155
外国為替	796	未払費用	149
外国他店預け	796	前受収益	274
その他の資産	11,364	給付補填備金	3
前払費用	4	資産除去債務	43
未収収益	591	その他の負債	574
その他の資産	10,767	睡眠預金戻損失引当金	24
有形固定資産	7,936	偶発損失引当金	145
建物	1,827	再評価に係る繰延税金負債	822
土地	5,486	支払承諾	4,166
建設仮勘定	1	負債の部合計	823,462
その他の有形固定資産	620	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	546	資本金	13,233
ソフトウェア	399	資本剰余金	11,159
その他の無形固定資産	146	資本準備金	11,154
前払年金費用	639	その他の資本剰余金	4
繰延税金資産	504	利益剰余金	10,089
支払承諾	4,166	利益準備金	773
貸倒引当金	△3,008	その他利益剰余金	9,315
		繰越利益剰余金	9,315
		自己株式	△72
		株主資本合計	34,409
		その他有価証券評価差額金	1,508
		土地再評価差額金	1,665
		評価・換算差額等合計	3,174
		純資産の部合計	37,583
資産の部合計	861,046	負債及び純資産の部合計	861,046

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第99期 (平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額	科 目	金	額
経 常 収 益		12,616	特 別 利 益		3
資 金 運 用 収 益	10,069		固 定 資 産 処 分 益	3	
貸 出 金 利 息	8,027		特 別 損 失		153
有 価 証 券 利 息 配 当 金	2,063		固 定 資 産 処 分 損 失	13	
コ ー ル ロ ー ン 利 息	△22		減 損 損 失	140	
預 け 金 利 息	△0		税 引 前 当 期 純 利 益		1,449
そ の 他 の 受 入 利 息	0		法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	179	
役 務 取 引 等 収 益	2,047		法 人 税 等 調 整 額	△27	
受 入 為 替 手 数 料	763		法 人 税 等 合 計		151
そ の 他 の 役 務 収 益	1,284		当 期 純 利 益		1,297
そ の 他 業 務 収 益	163				
外 国 為 替 売 買 益	3				
商 品 有 価 証 券 売 買 益	0				
国 債 等 債 券 売 却 益	160				
そ の 他 経 常 収 益	336				
償 却 債 権 取 立 益	55				
株 式 等 売 却 益	108				
そ の 他 の 経 常 収 益	171				
経 常 費 用		11,017			
資 金 調 達 費 用	125				
預 金 利 息	124				
譲 渡 性 預 金 利 息	0				
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0				
借 用 金 利 息	0				
役 務 取 引 等 費 用	854				
支 払 為 替 手 数 料	120				
そ の 他 の 役 務 費 用	734				
そ の 他 業 務 費 用	655				
国 債 等 債 券 売 却 損	106				
国 債 等 債 券 償 還 損	549				
営 業 経 費	8,828				
そ の 他 経 常 費 用	552				
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	153				
貸 出 金 償 却	28				
株 式 等 売 却 損	307				
そ の 他 の 経 常 費 用	62				
経 常 利 益		1,599			

第99期 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益 剰 余 金 繰 越 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	13,233	11,154	4	11,159	678	8,586	9,265	△71	33,586
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					95	△571	△476		△476
当 期 純 利 益						1,297	1,297		1,297
自 己 株 式 の 取 得								△1	△1
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩						3	3		3
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	95	728	824	△1	822
当 期 末 残 高	13,233	11,154	4	11,159	773	9,315	10,089	△72	34,409

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,029	1,668	2,698	36,284
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△476
当 期 純 利 益				1,297
自 己 株 式 の 取 得				△1
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩				3
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	479	△3	475	475
当 期 変 動 額 合 計	479	△3	475	1,298
当 期 末 残 高	1,508	1,665	3,174	37,583

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

連 結 計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

第99期末（平成31年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
現金預け金	58,950	預 金	808,707
コールローン及び買入手形	30,000	譲 渡 性 預 金	300
有 価 証 券	176,877	借 用 金	5,936
貸 出 金	568,667	外 国 為 替	0
外 国 為 替	796	そ の 他 負 債	4,272
そ の 他 資 産	17,503	退職給付に係る負債	13
有 形 固 定 資 産	8,044	睡眠預金払戻損失引当金	24
建 物	1,857	偶 発 損 失 引 当 金	145
土 地	5,517	ポ イ ン ト 引 当 金	28
建設仮勘定	1	利息返還損失引当金	12
その他の有形固定資産	668	再評価に係る繰延税金負債	822
無 形 固 定 資 産	605	支 払 承 諾	4,166
ソフトウェア	457	負 債 の 部 合 計	824,430
その他の無形固定資産	147	（純 資 産 の 部）	
退職給付に係る資産	635	資 本 金	13,233
繰 延 税 金 資 産	543	資 本 剰 余 金	12,003
支 払 承 諾 見 返	4,166	利 益 剰 余 金	10,732
貸 倒 引 当 金	△3,290	自 己 株 式	△72
		株 主 資 本 合 計	35,896
		その他有価証券評価差額金	1,510
		土地再評価差額金	1,665
		退職給付に係る調整累計額	△2
		その他の包括利益累計額合計	3,173
		純 資 産 の 部 合 計	39,069
資 産 の 部 合 計	863,500	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	863,500

第99期 (平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	13,840	特 別 利 益	3
資金運用収益	9,477	固定資産処分益	3
貸出金利息	8,035	特 別 損 失	153
有価証券利息配当金	1,463	固定資産処分損	13
コールローン利息及び買入手形利息	△22	減 損 損 失	140
預 け 金 利 息	△0	税金等調整前当期純利益	1,134
その他の受入利息	0	法人税、住民税及び事業税	269
役務取引等収益	2,487	法人税等調整額	△43
その他業務収益	1,537	法人税等合計	226
その他経常収益	337	当期純利益	908
償却債権取立益	55	親会社株主に帰属する当期純利益	908
その他の経常収益	282		
経 常 費 用	12,555		
資金調達費用	125		
預 金 利 息	124		
譲渡性預金利息	0		
債券貸借取引支払利息	0		
借 用 金 利 息	0		
その他の支払利息	0		
役務取引等費用	873		
その他業務費用	1,649		
営 業 経 費	9,360		
その他経常費用	545		
貸倒引当金繰入額	133		
その他の経常費用	412		
経 常 利 益	1,285		

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第99期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	13,233	12,003	10,297	△71	35,462
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△476		△476
親会社株主に帰属する当期純利益			908		908
自己株式の取得				△1	△1
土地再評価差額金の取崩			3		3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	435	△1	433
当 期 末 残 高	13,233	12,003	10,732	△72	35,896

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	1,030	1,668	76	2,775	38,238
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△476
親会社株主に帰属する当期純利益					908
自己株式の取得					△1
土地再評価差額金の取崩					3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	479	△3	△78	397	397
当期変動額合計	479	△3	△78	397	831
当 期 末 残 高	1,510	1,665	△2	3,173	39,069

独立監査人の監査報告書

令和元年5月7日

株式会社 東北銀行

取締役会 御中

北光監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 遠藤 明 哲^①

代表社員 業務執行社員 公認会計士 戸 小 台 誠^①

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東北銀行の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和元年5月7日

株式会社 東北銀行

取締役会 御中

北光監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 遠藤 明 哲[Ⓡ]

代表社員 業務執行社員 公認会計士 戸 小 台 誠[Ⓡ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東北銀行の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東北銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、中期経営計画の進捗状況等を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年5月8日

株	式	会	社	東	北	銀	行	監	査	役	会
	常	勤	監	査	役	宮	田	俊	平		印
	常	勤	監	査	役	齋	藤	淳	夫		印
		(社	外	監	査	役)					
	監		査		役	熊	谷	祐	三		印
	社	外	監	査	役	南	部	利	文		印
	社	外	監	査	役	檜	崎	憲	二		印

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

(1) 普通株式

第99期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、当行普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当金総額は236,789,700円となります。

(2) 第一種優先株式

定款の定めに従いまして、当行第一種優先株式1株につき金0円といたしたいと存じます。

第一種優先株式にかかる配当金は「第一種優先株式発行要項」で規定する計算方法により算出いたします。平成30年7月9日に預金保険機構が公表した震災特例金融機関等の「優先配当年率としての資金調達コスト（平成29年度）」が0.00%であるため、第一種優先株式にかかる期末配当については0円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日
令和元年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役南部利文氏、樫崎憲二氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
1	南部利文 (昭和45年4月8日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div>	平成15年8月 有限会社オリックスセラミック 代表取締役(現任) 平成21年1月 南部家第46代当主(現任) 平成21年4月 南部恒産株式会社代表取締役(現任) 平成21年12月 岩手日英協会会長(現任) 平成23年6月 当行監査役(現任)	普通株式 一株
<監査役候補者とした理由> 第46代南部家当主として伝統を継承し、幅広い交流関係から豊富な経験を有していることに加え、企業経営者として豊富な経験と知見を持ち合わせております。また、平成23年より当行の社外監査役として、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験・知見を活かし、当行の経営の監視や適切な助言をいただける人物と判断し、監査役候補者としてしました。			
2	樫野信治 (昭和28年10月8日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div>	昭和51年4月 株式会社読売新聞社入社 平成14年8月 株式会社読売新聞東京本社編集委員 平成20年1月 同 論説副委員長 平成24年6月 株式会社宮城テレビ放送取締役 平成25年6月 同 常務取締役 平成29年6月 株式会社テレビ岩手代表取締役社長(現任)	普通株式 一株
<監査役候補者とした理由> 報道関係会社に長年携わり、豊富な経験を有しております。また、企業経営者として幅広い知見を有しております。こうした経験・知見を活かし、当行の経営の監視や適切な助言をいただける人物と判断し、監査役候補者としてしました。			

- (注) 1. 各候補者と当行との間に特別な利害関係はありません。
2. 南部利文氏並びに樫野信治氏は社外監査役候補者であります。
3. 当行は、南部利文氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 南部利文氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年であります。
5. 当行は、監査役候補者樫野信治氏が代表取締役社長を務める株式会社テレビ岩手との間に貸出金等の取引があります。

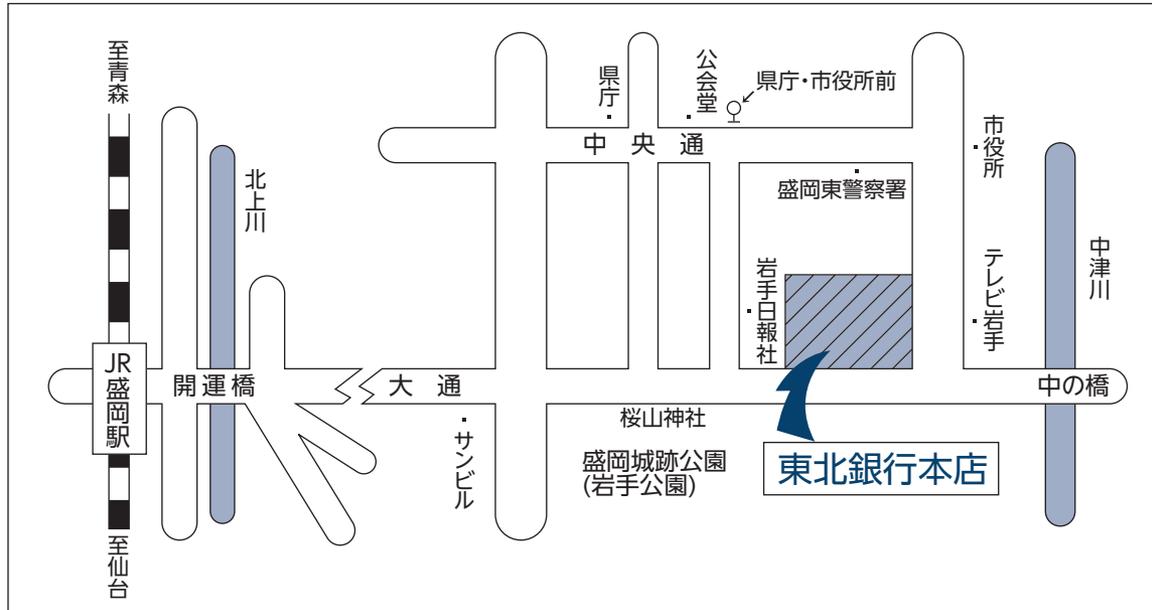
以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場 岩手県盛岡市内丸3番1号
東北銀行本店 4階ホール
電話 (019) 651-6161 (代表)



交通 ◎ J R盛岡駅前東口バス乗り場5番線又は6番線乗車
県庁・市役所前下車 徒歩3分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。